

文教・警察常任委員会資料
平成25年(2013年)12月16日(月)
教育委員会事務局学校支援課

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議の中間まとめ

平成25年11月

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議

目 次

1 はじめに

(1) 研究を始めるにあたって	1
(2) 研究会議の設置について	2
(3) 研究の経過	2

2 現状と課題

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の現状について	4
(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用について	5
(3) 課題の整理と検討	7

①保護者の声を踏まえて

②保護者の負担軽減のために

ア) 看護師の確保について

イ) 送迎車両の確保について

ウ) 安全面の確保について

エ) 既存制度の活用について

3 今後に向けて

(1) 医療分野での対応	11
(2) 教育分野での対応	11
(3) 福祉分野での対応	12
(4) その他	12
(5) 具体の取組の方向性	12

1 はじめに

(1) 研究を始めるにあたって

これまで、県立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への教育対応については、学校に通学しての教育のほかに、病院や重症心身障害児施設に併置する校舎での教育、また、重度の障害やその他の理由により通学することが困難な児童生徒に対する訪問教育により進められてきた。

平成25年5月1日現在、本県の知能併置の特別支援学校（以下、「知能特別支援学校」という。）に通学する児童生徒のうち、医療的ケアを必要とする児童生徒は102名であり、このうちスクールバスを利用する者が50名、往復とも保護者の送迎により通学する者が52名となっている。

スクールバスについては、従来、児童生徒の通学の利便性を図ることを目途に県教育委員会により配備が進められてきたが、医療的ケアを必要とする児童生徒については、スクールバス車内での医療的ケアの実施に安全性が担保できない等の課題があることから、保護者の送迎による対応とされてきた経緯がある。

平成24年度に、医療的ケアを必要とする児童・生徒を送迎している保護者に対し、学校と県教育委員会の担当者による聞き取り調査が行われ、保護者からは、「体調不良時に送迎を代わってほしい」「毎日の通学でなくてもよい。朝ではなく、帰りや週一回ないし月一回でもお願いしたい」などの意見が寄せられている。

こうしたことから、保護者の負担軽減に向け、県教育委員会ならびに関係者・関係機関が連携しながら、それぞれの立場で何ができるかを調査・研究することとしたものである。

(2) 研究会議の設置について

研究会議は、医療関係者、県や市の福祉行政担当者と教育行政担当者および県立特別支援学校職員を構成メンバーとしている。

[研究会議メンバー表]

(敬称略)

区分	氏名	所属	職
医療	口分田政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
福祉	寺田 仁美	守山市健康福祉部障害福祉課	課長
教育	杉本 義明	長浜市教育委員会事務局教育指導課	課長
福祉	田中 一秀	県健康福祉部障害福祉課	主幹
教育	安藤 宗久	県教育委員会事務局学校支援課特別支援教育室	室長
学校	木下 康幸	県立草津養護学校	校長

(3) 研究の経過

○第1回研究会議（平成25年5月24日）

（概要）平成24年度に行った保護者からの聞き取り調査の結果をもとに、保護者の送迎の状況や通学の実態を整理し、課題の把握を行った。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学に係る他府県の状況や県内移動支援事業所の状況などの情報をもとに委員それぞれの立場から意見交換を行った。

○学校視察（平成25年7月11日、12日）

（概要）県立特別支援学校2校（長浜養護学校・野洲養護学校）において、医療的ケアを必要とする児童生徒の登校の様子や学習場面を委員が視察した。視察では、対象となる児童生徒個々により必要とされる医療的ケアの内容が異なること、また日々体調も違うことなど、あらためて、児童生徒一人ひとりの状態が様々であることを委員それぞれが直接確認した。

○第2回研究会議（平成25年9月13日）

（概要）学校視察の報告を行うとともに、保護者送迎の様子をあらためてDVDで視聴した。また、各委員がそれぞれの立場から、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援について、「できること」・「できないこと」を具体的に出し合いながら、現状の把握や課題の整理に向けて意見交換を行った。

○第3回研究会議（平成25年10月18日）

（概要）中間報告の取りまとめに向けて意見交換を行った。スクールバス利用や現行の制度等について意見交換し、既存の仕組を活用していくことや、どういった仕組が可能かを考えていくこととした。

○第4回研究会議（平成25年11月25日）

（概要）今後むけて、実証研究を取り入れながらさらなる研究が必要であり、どのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探ることが望ましいとの中間報告を取りまとめた。

2 現状と課題

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の現状について

- 昭和54年に養護学校が義務制化されるまでは、学齢児童生徒で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に掲げる事由（病弱、発育不完全その他やむを得ない事由）があるときは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第34条の規定により、就学義務が猶予または免除されることがあり、多くの場合に障害の重い児童生徒についてはこのような措置がとられていた。
- 義務制化以降は、本県を含め全国で、小学部、中学部において通学が困難な児童生徒に対する訪問教育が始まられ、後に高等部まで拡大された。医療的ケアが必要である児童生徒についても、この訪問教育の対象とされていた。
なお、保護者等が学校に送迎し、また、学校にいる間も保護者が付き添って医療的ケアを行う場合には、学校で学ぶことが可能であった。
- その後、保護者による訪問看護の制度の活用が図られ、保護者の付き添いに代わって保護者が依頼した訪問看護師による校内での医療的ケアが実施されるようになった。また、平成17年度からは、県教育委員会により、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する県立特別支援学校に看護師が配置され、学校看護師による医療的ケアが始められた。

(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用について

- 通学の状況では、平成25年5月1日現在、知能特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、往復ともに毎日保護者が送迎している児童生徒数は52名であり、その他通学時に医療的ケアを必要としない児童生徒は往復どちらかのみの利用も含めスクールバスによる通学が可能となっている。
- 児童生徒の通学については、「通学保障」という言葉が用いられることがあるが、法令等に特段の定めもなく、全国の特別支援学校には、通学用のスクールバスが配備されていないところもあるなど、通学への対応は全国様々である。
- 本県では、これまで通学の利便性を図ることを目途に、知能特別支援学校にスクールバスが配備されてきたところである。
- また、医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用の全国の状況として、都道府県立の特別支援学校では、通学時に吸引等の医療的ケアを必要とする児童生徒が乗車しているケースは見当たらないが、例えば、兵庫県川西市の市立川西養護学校では対象となる児童一名に対して、学校が依頼する介護タクシーに看護師を同乗させるといった通学支援を行っている例があった。
- 本県では、通学時に医療的ケアを必要としない場合において、学校長の判断によりスクールバス利用が認められてきたが、通学時に医療的ケアを必要とする児童生徒については、次の理由から保護者による送迎とされてきた。
 - ①走行中の医療的ケアは、処置の危険性が高いためバスを停車させる必要があるが、緊急停車は周辺の交通安全上の危険があり、また、駐車できる場所までの移動にも一定の時間を要することから、必要なケアを即時にできず医療事故につながるおそれがあること。
 - ②スクールバスは、多くの児童生徒が利用することから定時運行を前提としているが、医療的ケアを実施するための頻回な停車は、その定時運行に支障をきたし、他の児童生徒にとって受容限度を超えるなど身体的・精神的負担につながること。

- ③医療的ケアを必要とする児童生徒個々により、医療的ケアを必要とする回数や必要となる時間帯が異なり、あらかじめスクールバスの運行計画に医療的ケアの時間を組み込んでおくことは難しく、定時運行を行うスクールバスでは、医療的ケアを必要とする児童生徒が適切に処置を受け、安全に通学することは難しいこと。
- ④多くの児童生徒が乗車しているスクールバスに同乗することで、重度の障害のある児童生徒にとっては、感染症の罹患が心配されること。
- ⑤万一医療事故が起きた場合は、刑事上（業務上過失）の責任が問われることになり、仮に保護者からの責を問わない旨の誓約書等が提出されていても、免責されるものではないこと。
- なお、小型のバスにより、療育施設へ送迎を行っている事例も報告されたが、スクールバスとして、定時運行を前提に児童生徒が集団で乗車した車両を運行する場合には、安全面や運行面でのリスクは変わらないと考えられる。
 - また、県教育委員会がこれまで行ってきたスクールバスによる通学支援においては、スクールバスの幹線路運行による安全性の確保、定時運行による利便性の確保、大型車の運行による効率化などにより、利用料の徴収を行わない中での持続可能なサービスとして運行されてきた経緯がある。

<県立特別支援学校における医療的ケア児童生徒の状況>
(H25. 5. 1 現在)

医療的ケアを必要とする児童生徒数 … 126名
うち、 通学生 … 104名
入院・施設入所 … 14名
訪問教育対応 … 8名

通学生 104人のうち、
知能特別支援学校通学生 … 102名
うち、往復とも保護者による送迎対象者 … 52名
スクールバス利用対象者 … 50名

<全国における通学時に医療的ケアを必要とする児童生徒の通学手段の状況>
(H25. 8月調べ)

スクールバス	… 0 県
保護者送迎	… 38 県
福祉サービス、市町村による送迎等	… 7 県 (併用有り)

(3) 課題の整理と検討

①保護者の声を踏まえて

- 平成24年度に県教育委員会が実施した医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者からの聞き取り調査の結果の主なものは、以下のとおりであった。
 - ・保護者の体調不良時等に、送迎を代わってもらいたい。
 - ・毎日でなくてもよい。週1回、月1回でも送迎をお願いしたい。
 - ・朝は保護者が送り、先生方に子どもの様子を直接伝える必要があることからスクールバスに乗るのは下校時がよい。
 - ・スクールバスに乗ることで本人の経験の幅が広がるので、バスに乗せてやりたい。
 - ・スクールバスは、保護者送迎より乗車時間が長くなること、感染症の危険があり不安なこと、定時運行の時間に登校時間を合わせることが難しく、スクールバスの利用は難しい。
- 保護者の要望としては、他の子どもと一緒にスクールバスで通学させたいという声がある一方、現行のスクールバスでは看護師が添乗していても通学手段として利用するのは難しいといった声であった。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒の障害の程度や状況、家庭の状況などが様々であり、送迎に対する保護者のニーズや思いが異なることから、ひとつの手立てによって、すべての保護者に対して負担が軽減できるということを示すことは難しいが、多くの声として、日常的な介助や夜間を含めた医療的ケアの実施に加えて日々の通学の送迎も担っていることから、身体的疲労や精神的負担が大きく、送迎に関して何らかの負担軽減を求める声が寄せられている。

- 研究会議においては、こうした保護者の送迎負担の軽減を目途に、そのための方法を見いだせないか、次のとおり4つの観点から課題を整理した。

<保護者の負担軽減のために>

- | | | |
|---------|-----|-----------|
| ○ ひと | ・・・ | 看護師 |
| ○ くるま | ・・・ | 車椅子対応送迎車両 |
| ○ 安心・安全 | ・・・ | 事故防止 |
| ○ おかね | ・・・ | 費用負担 |

②保護者の負担軽減のために

ア) 看護師の確保について

看護師の確保については、次の観点を踏まえた検討が必要である。

- 訪問看護ステーション等の看護師に通学の送迎を依頼する場合にあっては、訪問看護の制度の利用ができず、別契約が必要になること。
- 県立特別支援学校に配置されている看護師の場合、県立特別支援学校での医療的ケア業務との調整が必要になること。
- 移動支援事業では、事業所へのアンケートから、複数での回答のうち「外部より看護師等の派遣があれば可能」という回答が最も多かったこと。
- 実際に看護師が派遣される場合には、誰がどのような形で看護師を確保し、派遣するのか、また実施する医療的ケアの直接の指示責任者は誰かなどを整理する必要があること。

【医療的ケア児童の移動支援事業にかかる調査回答】	回答：63事業所 (第1回研究会議資料より抜粋)
--------------------------	-----------------------------

問 医療的ケアの必要な児童を車で送迎することは可能か
(回答) 可能・・・・・・ 3
条件により可能・・ 25
不可能・・・・・・ 35

問 条件により可能な場合、可能にするための条件は何か (複数回答)
(回答) 看護師等の派遣があれば可能・・ 19
報酬が高くなれば可能・・・・ 11
車両の提供があれば可能・・・・ 5

イ) 送迎車両の確保について

送迎車両の確保については、次の観点を踏まえた検討が必要である。

○ スクールバス

スクールバスについては、「2 現状と課題」で述べたとおり、現行の大型車または中型車では、安全面の確保や他の児童生徒への影響などからこれを利用することは困難であり、また、小型のバスであっても安全面等での懸念が残る。

個別の対応として小型車両を利用する場合は、新たに車両を配備する必要があり、現行の大型車等による対応と比べ、かなり非効率となるほか、スクールバスを利用できない他の児童生徒との公平性を担保することができない。

県立特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が何らかの障害を有することから、現在スクールバスを利用している児童生徒が個別対応を求める事にもつながることが予想され、「個に応じた」対応とすることは、過度の財政負担を生じさせかねない状況がある。

○ 介護タクシー

介護タクシーの利用は可能であるが、現行では、保護者の一回あたりの費用負担が大きくなる。

○ 移動支援事業

市町から移動支援事業を委託されている事業所では、すでに利用者の移送用に車両を保有している事業所があり、利用者個々への対応が可能と考えられるが、看護師の確保が課題となっている。実際の運用にあたっては、移動支援事業の実施主体である市町との連携が必要である。

【参考】小型車両により、通学支援を行う場合の必要経費（個別対応による最大経費(52人)）
<試算>

357,386 千円／年度 (1人あたり 6,873 千円／年度)

(内訳) 車両運行委託費 286,000 千円

看護師報酬等 71,386 千円

※ 但し、初年度は車両整備費として 171,600 千円が必要

初年度（合計） 528,986 千円 (1人あたり 10,173 千円)

ウ) 安全面の確保について

安全面の確保については、体調が急変したときなど、緊急時に対応しなければならないことが想定できるため、あらかじめ医師や保護者等から緊急時の指示を受けておくことが何よりも重要である。

また、リスクを少しでも低減するために、緊急に主治医以外の医療機関に搬送する場合に備えて、通学途上の医療機関をあらかじめ受診し、連携しておくことが必要である。

エ) 既存制度の活用について

既存制度の活用については、次の観点を踏まえた検討が必要である。

- 県立特別支援学校の通学に関しては、国による就学奨励費による通学費の扶助制度があるが、この制度による就学奨励費は「最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額」が対象であり、現状では自家用車による送迎の際のガソリン代や公共交通機関利用の場合の定期代等が対象とされるなどの制限がある。
- 移動支援事業の活用については、制度上、通学を目的とした利用も可能はあるものの、学校への通学のような継続的な利用については、これまで多くの市町で対象とされてこなかった。
また、移動支援事業の活用にあたっては、現状では国庫からの補助が満額支給されていないなどの現状もあり、実施主体である市町の判断が必要となる。
- 訪問看護の制度については、居宅以外への看護師の派遣が、健康保険法に抵触するおそれがあるため、制度の活用はできない。

3 今後に向けて

医療的ケアを必要とする児童生徒は、一人ひとり障害の程度や必要とする医療的なケアの内容、また、家庭の状況などが様々であることから、ひとつの手立てによって、すべての保護者に対して負担が軽減できるということを示すことは難しい状況ではあるが、研究会議では、保護者の負担の軽減を少しでも図れないかということを念頭に、医療、教育、福祉の分野から、既存の制度をはじめ様々な可能性について意見交換を深めてきた。

しかしながら、いくつかの課題が残されており、今後にむけて、実証研究を取り入れながらさらなる研究が必要であり、どのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探ることが望ましい。

(1) 医療分野での対応

- 安全面の確保に向けては、日常の学校生活と同じく、緊急時を想定した対策を講じておくことが重要である。特に、通学時は学校生活と違って、養護教諭や担任等によるこれまでの経験を踏まえた対応ができず、移動する車中から救急搬送の対応が必要になる。このためそうした場合にも対応できるよう、あらかじめ協力を依頼できる医療機関を増やしていくことについての検討も必要である。
- そのため、地域医師会等への協力要請のもと、緊急対応ネットワークを構築するなどの対策についての検討を行うとともに、緊急時に搬送先となる可能性のある医療機関との円滑な連携を進めるため、医療的ケアを必要とする児童生徒があらかじめ受診し、万一の場合にも適切な処置を受けられる環境を作つておくことも大切である。

(2) 教育分野での対応

- 研究会議の中において、通学時に医療的ケアを行う看護師の確保については、日頃から児童生徒の状況を把握し、対象となる児童生徒一人ひとりに応じた処置にしている学校看護師の活用が最もふさわしいのではないかとの意見があった。

- このため、県立特別支援学校に配置されている学校看護師の活用の可能性について検討するとともに、医療との連携や、派遣される看護師との情報共有ならびに安全面の確保に向けた手立てについても検討が望まれる。

(3) 福祉分野での対応

- 既存の制度を活用するといった点からは、研究会議の中において、看護師の確保の課題があるが、移動支援事業の活用が対応策の一つとして挙げられた。
- 移動支援事業の実施主体は市町であるため、県と市町との十分な意思疎通、連絡調整が望まれる。また、事業費の補助割れが起きている現状があり、事業者である市町からは事業主体になることの懸念が示されていることから、具体的な費用負担の内容など、国庫補助の現状等を踏まえ、何らかの手立てが講じられる必要がある。

(4) その他

- 介護タクシー（車椅子が利用できるタクシー）の利用についても、何らかの手立てがあれば利用できるのではないかとの意見が出された。
- 保護者の負担を少しでも軽減するための手立てを研究するにあたっては、国、県、市町、保護者がそれぞれ応分の負担をするということを基本として考えるとの意見が出された。

(5) 具体の取組の方向性

- 医療的ケアを必要とする児童生徒の健康状態は、個々により大きく異なり、日々の変化にも十分な観察と対応が必要である。このようなことから、これらの児童生徒の送迎にあっても個々に応じたより丁寧な対応が求められる。

- 市町、事業所等との連携協力など運用面を含めて、今後、解決すべき課題が多くあることや、また、安全な送迎のためにこうした課題を具体的に解決していく必要があることなどから、実証研究として具体的に研究していくことが必要である。
- 実証研究にあたっては、医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎を担う保護者の負担が少しでも軽減されるよう、今ある制度を十分に活用することを基本として考える。
- 安全面の確保については、医師会等への協力依頼など医療機関との連携を十分に図るとともに、実証研究における研究会議を通して、安全面のより一層の向上に努めていく必要がある。
- また、看護師の確保については、県立特別支援学校の学校看護師や訪問看護ステーションの看護師のほか、看護協会などの関係団体との意見交換を行い、研修の実施など、より一層安全な実施に向けた手立てを講じていく必要がある。

以上の点を踏まえた上で、既存制度の枠組を活用し、保護者の負担を軽減する仕組みを組み立て、検証・評価する実証研究を行い、どのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探ることが望ましい。